

専決処分

# 補正予算書及び補正予算説明書

(一般会計第11号)

令和6年3月

倉吉市



目 次

一般会計補正予算（第11号） ----- 1



議案第3号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本市議会に報告し、承認を求める。

令和6年3月1日提出

倉吉市長 広田 一恭

専決第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度倉吉市一般会計補正予算（第11号）について、次のとおり専決処分する。

令和6年1月26日

倉吉市長 広田 一恭

令和5年度倉吉市一般会計補正予算(第11号)

令和5年度倉吉市の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,467,767千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰入金		2,893,262	44,000	2,937,262
	1. 基金繰入金	2,859,434	44,000	2,903,434
歳入	合計	35,423,767	44,000	35,467,767

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		2,832,446	44,000	2,876,446
	2. 道路橋梁費	726,846	44,000	770,846
歳出	合計	35,423,767	44,000	35,467,767

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
18. 繰入金	2,893,262	44,000	2,937,262
歳入合計	35,423,767	44,000	35,467,767

(歳出) (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8. 土木費	2,832,446	44,000	2,876,446				44,000
歳出合計	35,423,767	44,000	35,467,767				44,000

## 2. 歳入

(款) 18. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9. 財政調整基金繰入金	1,542,046	44,000	1,586,046	1. 財政調整基金繰入金	44,000	財政調整基金繰入金 44,000
計	2,859,434	44,000	2,903,434			

## 3. 歳出

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 道路橋梁総務費	85,294	44,000	129,294				44,000	13. 使用料及び賃借料	自動車借上料	44,000
計	726,846	44,000	770,846				44,000			